

鹿児島市教育大綱

令和4年2月

鹿児島市

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）を定めることとなっています。大綱は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、地方公共団体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」における十分な協議・調整を経て、策定することとされています。

本市では、平成27年度に「鹿児島市教育大綱」を定め、令和元年度に大綱の改訂を行いました。

平成27年度に策定した大綱は、令和3年度が対象期間の最終年度となることから、「鹿児島市総合教育会議」における協議を経て、新しい大綱を策定しました。

策定の考え方

本市では、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針となる第六次鹿児島市総合計画（令和4～13年度）を策定したところであり、その中で、教育の振興に関する総合的な施策の目標や施策の方向性も示していることから、同計画のうち、基本目標と前期基本計画（令和4～8年度）の教育に関連する部分を抜粋して、大綱として定めることとしました。

対象期間

大綱の対象期間は、第六次鹿児島市総合計画前期基本計画の期間と同じ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

基本目標

子どもたちが夢と希望を持って、限りない可能性に挑戦できるよう、学校・家庭・地域・事業者などが連携・協働しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めます。

誰もが、生涯にわたって学び続けることができる環境を整えるほか、文化芸術や歴史に親しむことのできる市民文化を創造します。

基本的な方針

1 学校教育の充実

夢と志を持ち可能性に挑戦する児童生徒を育む教育を目指します

(1) 規範意識や自他の命を尊重する心、困難を乗り越えながら物事を成し遂げる力、自ら考え判断し行動する力等の育成に取り組みます。

心を育む教育と青少年教育の推進

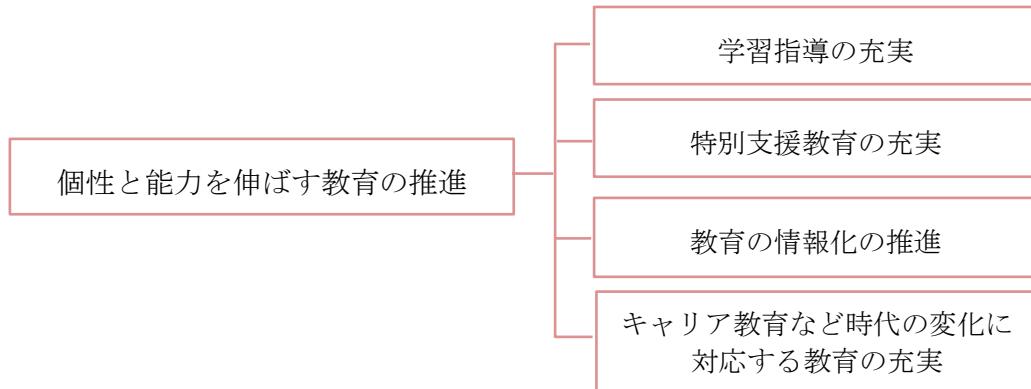
道徳教育・人権教育の充実

生徒指導・教育相談等の充実

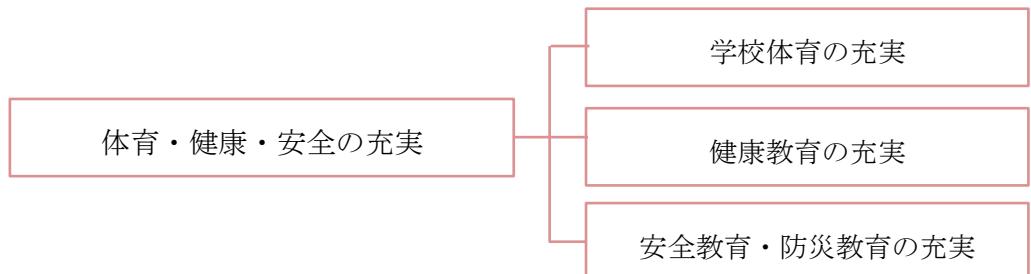
青少年教育と体験活動の充実

青少年を育む環境づくりの推進

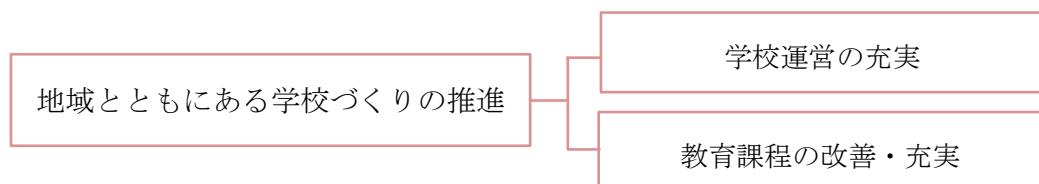
(2) 技術革新が一層進展し、変化の激しい社会で児童生徒が成長していくために、ＩＣＴの利活用やキャリア教育の充実、市立高等学校の振興を図るなど、個性と能力を伸ばす教育を推進します。



(3) 運動・スポーツに親しむ機会の充実、健康的なライフスタイルの確立に向けた支援、安全教育・防災教育の充実に取り組みます。



(4) 地域と連携・協働しながら、学校運営を継続的に改善するとともに、教職員研修の充実を図ります。



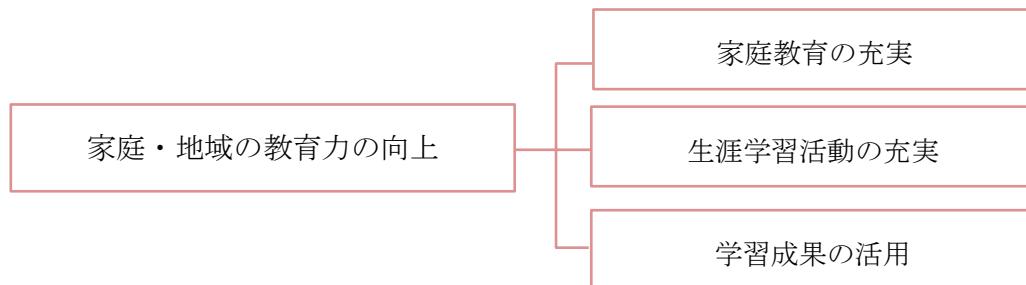
(5) 教育施設の整備や教育費の負担軽減、関連団体との連携を含めた教育環境の充実を図ります。



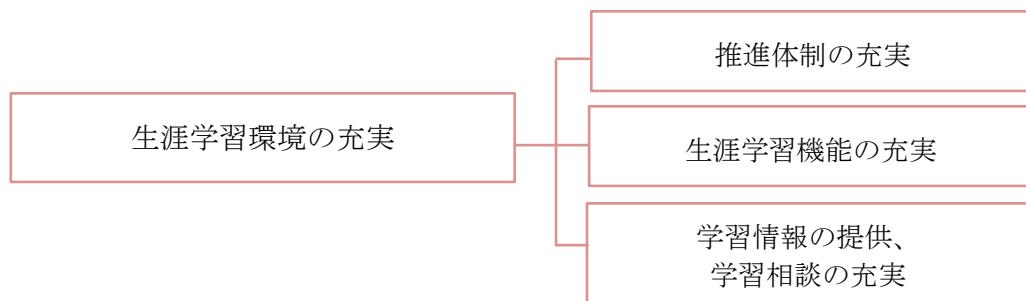
2 生涯学習の充実

市民が生涯を通じて学び、活躍できるまちを創ります

- (1) ニーズに応じた多様な学習機会の提供や学習成果の活用を図り、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。



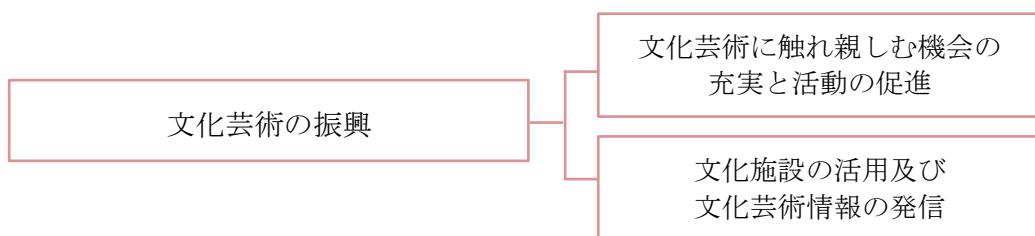
- (2) 生涯学習関連施設の整備、広報機能や相談体制の充実に取り組みます。



3 市民文化の創造

心を潤し、まちに活力をもたらす市民文化の創造を目指します

- (1) 文化芸術に触れ親しむ機会の充実と人材の育成、多彩な活動の支援・情報発信に取り組みます。



- (2) 文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解増進や魅力発信に取り組みます。



鹿児島市企画財政局企画部政策企画課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1106

FAX 099-216-1108